

令和8年の認可保育施設入所(転所)をお申込みされた方へ
 ※ 申込みにあたっての注意事項です。以下のことについてもご承知おきください。

- 1 提出された保育施設(入所・転所)申込書は、令和8年12月入所選考まで有効です。
- 2 4月(二次)の利用調整(選考)結果は、令和8年3月5日(予定)に、内定した方には電話でお知らせします。入所できなかった方には通知書を送付します。
- 3 入所できなかった場合の通知は、希望する最初の月の利用調整(選考)の一度だけです。翌月以降は、入所が内定した場合のみ、電話等でお知らせします。
- 4 希望施設は、追加・変更することができます。希望施設を追加・変更される場合は、各月の窓口締切日までに、「希望認可保育施設(希望園)変更届」を子ども施設課入園係にご提出いただくか、電子申請をしてください。(※本書の裏面下部にあるQRコードから、当該ページにリンクすることができます。なお、事前登録が必要です。QRコードを読み込んだ後、ご登録ください。)
 また、4月(二次)の希望施設の追加・変更における電子申請の利用可能期間は令和8年1月1日(木)～令和8年2月25日(水)午後11時59分までです。4月(二次)以降は希望認可保育施設数の制限はありません。
※墨田区公式ホームページ⇒オンラインサービス⇒申請書ダウンロード⇒子育て支援関係申請書⇒保育施設に関する申請書⇒希望認可保育施設(希望園)変更届
※申込締切日を過ぎて到着(申請)したものについては、翌月の利用調整(選考)から反映されます。
- 5 0歳児保育は、保育施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。各月の1日現在で、受け入れ可能な月齢に達しているお子様が選考の対象となります。
- 6 就労証明書等の必要書類を後から提出される場合も、窓口締切日までに提出してください。(郵送:必着、電子申請:午後11時59分まで) 窓口締切日に到着していない書類は、直近の選考に反映されません(翌月の利用調整(選考)から反映されます)。
 例) ・就労証明書が申込締切日までに到着していない場合は、求職活動(内定なし)の扱いになります。
 ・自営業の方で、会社の運営を確認できる書類が申込締切日までに到着していない場合は、内職の扱いになります。
- 7 お申込み中にご家庭の状況が変わりましたら、必ずすみやかにご連絡ください。変更を確認できる書類を提出していただく場合があります。特に、就労証明書上の育児休業期間を延長した場合は必ず育児休業証明書を提出してください。提出がなく、各月の申込締切日時点で育児休業中であることが書類上で確認できない場合、調整指針条件番号21は適用されません。書類の様式は墨田区公式ホームページからダウンロードすることができます。また、選考への反映は上記6と同様です。
 例) 認証保育所等への入所、勤務日数や勤務時間数の変更、就職、転職、退職、解雇、結婚、離婚、妊娠・出産(下記8参照)、生活保護受給等
- 8 下のお子様を妊娠された場合は、新しくお生まれになるお子様の親子健康手帳(母子健康手帳)のコピー(表紙・分娩予定日の分かるページ)を提出してください。また、お申込み後に下のお子様を出産された場合は、必ずすみやかにご連絡ください。
- 9 東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業拡充による第1子無償化に伴い、墨田区で保育料を算定する認可保育施設を利用するお子様の通常保育料(利用者負担額)は無償となります。
- 10 保育階層は、保護者の区市町村民税の合計額で決定します(住宅借入金等特別税額控除等の控除前の額)。4月～8月分の保育階層は令和7年度の税額、9月～3月分は令和8年度の税額をもとに決定します。申告がお済みでない方や、確認できない方は、D23階層(最高額)で決定されます。また、国外に居住していて区市町村民税が課税されていない場合も、収入に応じて保育階層を決定しますので、収入を証明する書類をご用意ください。

裏面もご覧ください

- 11 求職活動（内定なし）の方は、お子様の入所後3か月以内に働き始め、就労証明書を提出してください（就労内定の方は、入所月の月末までに働き始め、就労証明書を提出してください）。提出がない場合は、退所となります。
- 12 申込児童の産後休暇中または育児休業中の方は、お子様が入所した月の翌月1日までに職場に復帰することが入所申込みの条件となります。復職できない場合や、復職証明書の提出がない場合は、退所となります。
また、育児休業から復職するときは、産休前の勤務先に産休前と同じ契約条件で復職することが必要です。勤務日数・勤務時間の短縮については、勤務先が制度として認めているものに限り利用できます。
- 13 月極の延長保育は、入所（転所）内定後に、別途お申込みが必要です。定員があるため、希望者全員が延長保育を利用できるとは限りません。公立・公設民営保育園は、1歳の誕生日が属する月から利用対象となります。私立保育園・家庭的保育事業所（保育ママ）・小規模保育事業所は、各施設に直接ご相談ください。なお、延長保育、スポット延長保育（一時延長保育）料については、料金が発生します。
- 14 横川さくら保育園は0～2歳児の保育園、横川さくら保育園分園は1,2歳児の保育園です。家庭的保育事業所（保育ママ）は0～2歳児の保育施設です。小規模保育事業所は0～2歳児の保育施設、ちやのま保育園両国及び八広ぶどうの木保育室は1,2歳児の保育施設です。3歳児クラスからも保育を希望する場合、転所の申込みが必要となります。
- 15 わらべ向島保育園分園は0～2歳児の保育園です。3歳児クラス以降は、わらべ向島保育園での保育となります。
- 16 江東橋保育園分園は1,2歳児の保育園です。3歳児クラスからも保育を希望する場合、転所の申込みが必要となります。
- 17 公設民営園のスポット延長保育料、私立認可保育園（公私連携型を含む）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の延長保育料及びあづま幼稚園と家庭的保育者（保育ママ）の時間外保育料については、直接各施設にお支払いいただきます。
- 18 家庭的保育事業所（保育ママ）、小規模保育事業所、共愛館保育園、興望館こども園、あづま幼稚園では、入所内定後、保護者様は各施設と直接、保育の契約を結んでいただきます。
- 19 認可保育施設では専門的、個別の訓練や医療行為（治療等）は原則行っておりません。また、次の場合、施設の受入態勢が整わず、入所できない場合があります。
例）お子様に障害・持病等がある場合、お子様にアレルギーがある場合など
- 20 家庭的保育事業所（保育ママ）は個人事業のため、病気等のやむを得ない事情により、休止または廃止する場合があります。このような事情があることをご理解いただいた上で、家庭的保育事業所（保育ママ）を希望する方は、同意書を提出してください。



↑希望園の変更はこちらから↑

↑追加書類はこちらから↑

【問合せ先】

墨田区福祉事務所 子ども施設課入園係
電話番号 03-5608-6152、6712（直通）
※平日 8：30～17：00
(毎月第1・3水曜日は19：00まで)